

## 甲府市女性活躍等に係る提案事業補助金募集要領

### 1 目的

近年、急速な少子高齢化の進行など、社会情勢が大きく変化し、市民の価値観も複雑・多様化する中、男女が互いの人権を尊重しつつ、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

そのような中、女性の活躍を取り巻く環境には、家庭における男女の役割分担意識や職場における男性中心の働き方を前提とした風土や慣行、地域における役職決定への根強い慣習の継続など、改善が進んでいない分野が多く見られることから、新たな発想や創意工夫による意識の変革や人材育成を進め、様々な場面で女性の視点が反映される社会づくりを行うことが必要となっています。

このため、市内で活動している団体（以下「団体」という。）から女性活躍等に関する提案事業（以下「事業」という。）を募集し、採択された事業に補助金を交付することにより、女性の多彩な活躍をアシストするとともに、チャレンジする機会を提供していくことを目的とします。

### 2 補助の対象となる事業

次のテーマに該当する事業で、補助対象事業費が5万円以上の事業を対象とします。

#### (1) テーマ

- ① 女性の活躍を図る事業（例：男性の育児参加 仕事と生活の調和 女性の起業 女性の就業 DV及びデートDV セクハラ）
- ② 地域における男女共同参画の推進を図る事業（例：自治会活動、防災活動、LGBT）

#### (2) 事業の要件

- ア 市民に広く参加を呼びかける内容であること  
（例：セミナー、講演会、展示会、ワークショップ、イベントの開催など）
- イ 多くの市民への女性活躍等に関する普及・啓発に繋がる内容であること
- ウ 国や他の地方公共団体等から補助を受けていない事業であること

#### (3) 事業実施時期

交付決定を受けた日から令和2年3月31日（火）までとします。

### 3 応募資格

次の要件全てに該当する団体とします。

- (1) 主に市内で活動をしている団体（構成員が5人以上で、その半数以上が市内に住所を有すること）
- (2) 企画・実施・事業完了後の事業報告まで責任をもって遂行できる団体であること
- (3) 組織の運営に関する規則（会則等）を定めていること
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと

### 4 補助額、補助件数

- (1) 補助額は、補助の対象となる事業費以内で、10万円を限度とし、予算の範囲内で決定します。
- (2) 採択件数は、予算の範囲内で補助を行うため、3件程度とします。

## 5 補助対象経費

事業実施に必要な下表の経費が補助の対象となります。

経費区分	経費対象の説明
謝金	講師謝金
旅費	講師旅費
消耗品費	コピー用紙・文具等
印刷製本費	報告書作成等の印刷製本費
通信運搬費	郵便料金や運送代等 補助事業用にかかったことが明確に区分され、金額が特定できるもの
保険料	イベント等の保険
その他事務経費	事業の実施に必要な事務経費で市長が必要と認めるもの

※ 補助事業と直接関係のない管理・運営に関する人件費、団体の打ち合わせでの飲食費、振込手数料、契約に係る印紙代及び光熱水費等に係る経費は補助対象としません。セミナー等の開催会場は、市の会議室や公共施設を想定しています。

## 6 応募方法等

### (1) 応募期間

令和元年7月22日(月)～9月30日(月)

午前8時30分～午後5時まで(土・日・祝日を除く)

### (2) 応募方法

事業の提案を行おうとする団体は、必要書類を作成し、応募期間内に、市民部人権男女参画課男女参画係に持参すること(提出いただいた書類は返却いたしません。)

### (3) 提出書類

- ① 補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 事業計画書(第1号様式(別紙1))
- ③ 収支予算書(第1号様式(別紙2))
- ④ 団体規約や団体の活動内容、これまでに取り組んだ事業等を記載した書類(パンフレット、セミナー資料等)、新規団体の場合は、会員の活動状況や経歴を記載した書面を添付

※事業は交付申請書に記載のとおり実施していただきます。事業計画書は、できるだけ、具体的に記載してください。

※申請様式は市ホームページからダウンロードできます。

## 7 スケジュール

項目	日程
応募期間	令和元年 7月22日(月)～9月30日(月)
プレゼンテーション審査	令和元年10月10日(木)頃
審査結果の通知	令和元年10月17日(木)頃

## 8 審査

- (1) 審査は、書類審査を経て、選考委員会審査を行います。
- (2) 書類審査では、申請書類に記載の事業が募集要件に合致しているか審査します。合致していないと判断された事業は、選考委員会審査の対象となりません。
- (3) 選考委員会審査では、申請団体から、1団体あたり15分程度で、事業説明と質疑応答等を行っていただくこととしています。

## 9 選考基準

補助事業は、次の選考基準により審査を行い、予算の範囲内で採択されます。

- (1) 事業を実施するために必要な知識や体制等が整っていること
- (2) 事業内容、実施方法、スケジュールが具体的で実現可能であること
- (3) 市民が参加しやすく、効果や成果が期待できること
- (4) 新しい発想や視点で取り組む等、独創性や話題性の高い事業であること
- (5) 収支計画及び積算根拠が適切であること

## 10 事業実施について

事業が採択された団体は、基本的に自主運営により事業を実施していただきます。なお、事業の実施にあたっては、本市担当と打合せを行い、より実現可能性の高い内容へと一部修正を加える場合もありますので、ご承知おきください。

## 11 問い合わせ先

担当 甲府市 市民部 市民協働室 人権男女参画課 男女参画係

住所 甲府市相生2丁目17番1号（南庁舎2階）

電話 055-237-5209

メールアドレス [danjyoks@city.kofu.lg.jp](mailto:danjyoks@city.kofu.lg.jp)